

外貨積立預金概要説明書

2-1

2024年11月1日現在

株式会社 阿波銀行

1. 商品名 (愛称)	外貨積立預金
2. ご利用いただける方	個人 (成年者) および法人
3. 期 間	定めはありません。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 通 貨 (3) 為替相場 (4) 最低預入金額 (5) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回円預金口座から自動振替入金します。特定月 (最大年2回) は入金金額の変更が可能です。 ・円貨または外貨による随時預入も可能です。 ・米ドル、ユーロ、豪ドル ・円貨による場合は、預入日の為替相場 (TTS) を適用します。 TTS…円貨から外貨に換える時の為替相場です。 TTSには次の為替手数料が含まれています。 ・米ドル : 1円 ・ユーロ : 1円50銭 ・豪ドル : 2円 (自動振替入金時の上記為替手数料は米ドル80銭、ユーロ1円20銭、豪ドル1円60銭を適用します。) なお、10万米ドル相当額未満は当行公表相場とし、10万米ドル相当額以上は外国為替市場における実勢相場を基準とします。 ・1通貨単位以上とします。 ・積立 : 個人 (成年者) の方 1千円以上、2,000千円以下の千円単位とします。 法人の方 1千円以上、千円単位とします。 ・随時預入 : 1補助通貨単位とします。
5. 払 戻 (1) 払戻方法 (2) 為替相場	<ul style="list-style-type: none"> ・円貨または外貨により随時払戻します。 ・円貨による場合は、払戻日の為替相場 (TTB) を適用します。 TTB…外貨から円貨に換える時の為替相場です。 TTBには次の為替手数料が含まれています。 ・米ドル : 1円 ・ユーロ : 1円50銭 ・豪ドル : 2円 なお、10万米ドル相当額未満は当行公表相場とし、10万米ドル相当額以上は外国為替市場における実勢相場を基準とします。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・通貨毎の店頭表示金利を適用します。 ・毎営業日の最終残高に応じて4段階の利率を適用します。 (金利情勢によっては、残高で金利に差がつかない場合があります。) ・毎年2月と8月の当行所定の日に支払い、残高に組入れます。 ・解約時には前回利払日以降の毎日の最終残高について、次の計算方法により支払います。 ・毎日の最終残高について、付利単位を1補助通貨単位とした1年を365日とする日割による計算とします。

<p>(4) 税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 ・一般法人の場合 国税15.315%が源泉徴収されます。 非課税法人は非課税となります。 ・マル優（非課税）の取扱はできません。
<p>7. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨による預入れの場合は、次の手数料等をいただきます。 ①外貨現金による場合 1米ドルにつき6円、1ユーロにつき9円50銭 (いずれの通貨の場合も最低 5,000円) ・外貨による払戻しの場合は、次の手数料をいただきます。 ①外貨現金による場合 1米ドルにつき3円、1ユーロにつき7円50銭 (いずれの通貨の場合も最低 5,000円)
<p>8. 付加できる特約事項</p>	<p>円預金口座からの自動振替をセットにした外貨普通預金です。</p>
<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	
<p>10. 当行が契約している 指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先…全国銀行協会相談室 電話番号…0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>11. その他 参考となる事項</p> <p>(1) 為替リスク</p> <p>(2) 為替差損益</p> <p>(3) 預金保険</p> <p>(4) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・為替変動リスクがあります。預入、払戻とも円貨で行う場合、預入時の為替相場に比べ、払戻時の相場が円安になれば為替差益が生じますが、逆に円高になれば為替差損が生じ、円ベースでは元本割れとなる場合があります。 ・為替相場に変動がない場合でも、TTSとTTBの差（米ドルの場合2円）がお客様の負担となりますので、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回ります。（元本割れとなる） ・なお、TTSとTTBは為替相場の変動に伴って変わります。 ・その他の通貨のTTSとTTBの差は、次のとおりです。 ・ユーロ : 3円 ・豪ドル : 4円 ・為替差損益は税法上雑所得の対象となります。 為替差益は、雑所得として総合課税されます。 *年収2,000万円以下の給与所得者で為替差益を含め、給与以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。 為替差損は、雑所得から控除することができます。 ・預金保険制度の対象外です。 ・取扱時間は為替相場決定の関係上、米ドルの場合は午前10時、その他の通貨の場合は午前11時以降とさせていただきます。 ・為替予約はありません。